

立川市子どものいじめ防止条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）の公布による。

## 立川市子どものいじめ防止条例の一部を改正する条例

立川市子どものいじめ防止条例（平成26年立川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) .....略..... (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。 (5)～(8) .....略.....	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) .....略..... (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。 (5)～(8) .....略.....

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。